



2021年度第4回理事会(臨時)



東京 2020 オリンピック大会期間中、日本代表チームへのたくさんのご声援ありがとうございました。

2021年7月15日(木)に開催された第4回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

<決議事項>

●ガバナンス適合性審査の申請について

ガバナンスコードの適合性審査については、自己説明およびホームページへの公表を毎年行い、4年に1度適合性審査を受けることになるが、JVAは今年が審査対象年度となっている。ガナンス推進会議からの提言も反映させた上で作成した「2021年度適合性審査の審査項目43項に対する自己説明」について、原則項目ごとに遵守状況の確認が行われた。

確認された内容に沿って適合性審査用の申請書類と証憑書類を準備し、7月30日の期限までに日本スポーツ協会へ提出する。

●委員会委員長の選任について

委員会名	委員長 ※敬称略
コンプライアンス委員会	高野和弘(新任)
公認・推薦認定委員会	高野和弘(新任)
表彰委員会	村上成司(新任)
環境委員会	紀伊良文
広報委員会	坂本友里
バレーボール男子強化委員会	矢島久徳
バレーボール女子強化委員会	鳥羽賢二
HPサポート委員会	吉田清司
発掘育成委員会	勝見俊也
競技者拡大委員会	竹村昭浩
アスリート委員会	山本隆弘
ビーチバレーボール強化委員会	川合 庶
審判規則委員会	大塚達也(新任)
競技委員会	堀越由高(新任)
情報企画委員会	河合 学
アンチ・ドーピング委員会	青木義広
MRS委員会	村上成司(新任)
指導普及委員会	亀ヶ谷純一
体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策委員会	灰西克博(新任) ※委員長代行

●コンプライアンス規程の改定について

現行のコンプライアンス規程では、コンプライアンス違反行為に対する、処分決定を「コンプライアンス委員会の決議を経て、理事会が決定する」と定めているが、コンプライアンス規程「第4条・第4号・適用範囲」で「JVAに登録された指導者、審判員、判定員等資格保有者」のうち、指導者資格については、日本スポーツ協会が主体となり日本バレーボール協会と共同認定しているため、「日本スポーツ協会の指導者資格保有者」に対する処分を行う際は、現在、JVAの理事会の処分決定後に、日本スポーツ協会が最終審議を行い処分決定している。

しかし、現行規程で処分決定を行う場合にコンプライアンス委員会は、対象事案の調査状況に応じて1ヶ月に1回開催しているが、理事会の開催時期によっては約2ヶ月から4ヶ月間の処分決定の遅れが発生する可能性があるため、日本スポーツ協会が認定する「指導者資格の保有者」は、コンプライアンス委員会で処分決定できるようにしたい旨を提案し、承認された。

●肖像権規程等の改定について

■JVAメンバーの肖像権等に関する管理・運用規程の改定（変更点：要旨）

・肖像権使用決裁権限を事務局長からマーケティング戦略推進部長へ委譲する。

ただし、肖像使用料についてはマーケティング戦略推進部長により決裁し、マーケティング開発事業本部長に報告する。

■日本代表の肖像権規程の改定（変更点：要旨）

・全日本→日本代表に名称変更

・肖像権使用決裁権限を事務局長からマーケティング戦略推進部長へ委譲する。

ただし、肖像使用料についてはマーケティング戦略推進部長により決裁し、マーケティング開発事業本部長に報告する。

●監督候補者選考委員会について

■日本代表シニア男子・女子ナショナルチーム監督選任・解任規程の改定

<変更点：要旨>

第1条(目的)

日本代表シニア男子・シニア女子ナショナルチームの名称を「男子日本フル代表」、「女子日本フル代表」とする。

第2条(監督の選任及び解任)

「監督の解任」についての文言を削除し、「選任のみ」の規程とする。

第5条(監督候補者選考委員会)

(1) 男子監督候補者選考委員の構成メンバーに「女子強化委員長」を追加し、「日本代表シニア監督経験者」を削除する。

(2) 女子監督候補者選考委員の構成メンバーに「男子強化委員長」を追加し、「日本代表シニア監督経験者」を削除する。

4 委員会は、「代表理事(会長)」が必要と認めるとき、または「委員のうち2人以上」の発案があったときに招集される。

⇒委員会は、「代表理事(会長)」または「理事会が必要」とみとめたときに設置および招集する。

6 委員会の決議において、議長は決議に加わることができない[削除項目]

9 委員会は主事としてHP 支援部長、HP 戦略担当の2名をおく[削除項目]

第9条(解任手順)[削除項目]

第10条(監督の任期)

監督の任期は、原則として次期オリンピック競技大会終了の時までとする。

2 コンプライアンス違反がありコンプライアンス委員会の協議結果により理事会決定があった場合および第9条の手順により理事会の決定がある場合は、任期途中で終了する場合がある。

⇒ 監督の任期は、原則として次期オリンピック競技大会終了までとし、第8条第4項による契約の満了する時までとする。

2 第1項であっても、理事会による解任の決議がなされた場合または監督が辞任した場合は、任期途中で終了する場合がある。

※第7条(選考手順)については、後日、監督選出方法が付記されることとなった。

■男子・女子監督候補者選考委員会の設置および委員の選任

規程に沿って、各カテゴリー(代表理事、ハイパフォーマンス事業本部長、加盟団体代表等)から選任された。

●運営委員の選任について

・南部正司氏 (パナソニックパンサーズゼネラルマネージャー)

<報告事項>

●JVA 組織の紹介について

事務局全体と担当部署に紐づく委員会が紹介された。

●理事の担当職務について

前回の理事会で理事20名に依頼したい担当職務や期待役割について提案されたが、変更点があった部分の説明があった。

以上

発行：公益財団法人日本バレーボール協会
電話：03-5786-2100 FAX:03-5786-2109

発行人：事務局長 高野和弘
E-mail：generalaffairs@jva.or.jp